

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

（令和5年度）

住 所 愛知県一宮市緑3丁目8番24号

事業者名 名鉄西部交通株式会社
代表者名 代表取締役 安藤 和人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサル デザインタク シー	・全ての普通車タクシーをユニバーサルデザインタクシー に置き換える。(計351台)	14台更新(計351台 中103台更新)

② 福祉タクシー車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・定期点検 ・教育訓練	・ユニバーサルデザイン車両の機能維持のため、定期的な 点検の実施。 ・定期的な車椅子を使用した訓練の実施。	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の配備	・乗務員は全てユニバーサルドライバー研修を受講する。	8名受講

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
FAXによるタク シー予約依頼	・聴覚に障害があるなどの理由で、電話によるタクシー予 約が困難な方向けに、専用の予約シート（弊社ホームペー ジよりダウンロード）を設ける	利用実績130件

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の研修	・新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。	8名受講
車椅子使用者の乗降 支援の実技研修の実 施	・ユニバーサルデザインタクシーの乗務員を対象に、車椅子使用者の乗降支援の 実技研修を定期的の実施する。	計画通り実施



(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

日々の業務にて乗務員、配車センターに寄せられる利用者の意見等を社内で共有し、逐次、改善に努めている。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

II 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	89	89	89			
年度末車両数	103	103	103			

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第9号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。
4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。
6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組計画書

令和 6 年 4 月 1 日

住 所 愛知県一宮市緑 3 丁目 8 番 2 4 号

事業者名 名鉄西部交通株式会社
代表者名 代表取締役 安藤 和人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
弊社が保有する普通車車両を順次ユニバーサルデザインタクシーに更新し、2030 年度までに約 5 割の車両を置き換える。
- (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
① 新入乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。
② ユニバーサルデザインタクシーについて、実車研修を定期的実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	・ 全ての普通車タクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換える。(計 351 台)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置



対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 定期点検 ・ 教育訓練	・ ユニバーサルデザイン車両の機能（スロープ・固定具等）の定期的な点検の実施。 ・ 定期的な車椅子乗降の訓練の実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配備	・ 乗務員は全てユニバーサルドライバー研修を受講する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
F A X によるタクシー予約依頼	・ 聴覚に障害があるなどの理由で、電話によるタクシーの予約が困難な方向けに、専用の予約シート（弊社ホームページよりダウンロード）を継続的に運用する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の研修	・ 新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。
車椅子使用者の乗降支援の実技研修の実施	・ ユニバーサルデザインタクシーの乗務員を対象に、車椅子使用者の乗降支援の実技研修を定期的の実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-----	------------------------------

--	--

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・乗務員、配車センターに寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページにて公表

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。